

新型コロナウイルス感染症による出席停止について

先日、お子様が新型コロナウイルス感染症に罹患したとの連絡を受けました。
新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、学校保健安全法施行規則第19条により、以下の期間について出席停止となります。

○新型コロナウイルス感染症の出席停止期間
発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

登校可能となりましたら、次の「新型コロナウイルス感染症による出席停止届」を記入していただき、担任まで提出してください。(医療機関での証明書の取得は必要ありません。)

なお、発症から10日を経過するまではマスクの着用が推奨されています。ご理解・ご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症による出席停止届

徳島県立つるぎ高等学校長 殿

()HR 出席番号()生徒氏名

保護者氏名

- 1 診断を受けた日
(自宅の抗原キット等で陽性判定が出た場合は判明した日を記入してください)

令和 年 月 日

- 2 欠席した期間(早退した場合は、早退した日も含みます)

令和 年 月 日 より

令和 年 月 日 まで

- 3 診断を受けた医療機関名
(自宅の抗原キット等で陽性判定が出た場合はその旨ご記入ください)

※ 学 校 処 理 欄					
校 長	教 頭	教務課長	保健主事	養護教諭	担 任
(備考) 登校後、1週間以内に出席停止届をHR担任に提出してください。 HR担任は、該当生徒から提出された出席停止届を養護教諭へ提出してください。					